

暴力団関係企業等に対する取締りの強化について（通達）

平27.11.25 丁暴発第376号、丁組企発第162号

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長、組織犯罪対策企画課長から
各管区警察局広域調整担当部長、警視庁組織犯罪対策部長、各道府県警察
本部長、各方面本部長

（概要）

暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等
に対する取締りの強化について指示したものである。